

改正

令和2年3月16日規則第12号

行橋市景観まちづくり条例施行規則

(趣旨)

第1条 この規則は、景観法（平成16年法律第110号。以下「法」という。）及び行橋市景観まちづくり条例（平成20年行橋市条例第3号。以下「条例」という。）の施行に関し必要な事項を定めるものとする。

(軽微な変更)

第2条 条例第8条で定める軽微な変更は、次に掲げる変更とする。

- (1) 法令の制定又は改廃に伴い必要となる形式的な変更
- (2) 地域、施設、組織等の名称の変更に伴い必要となる形式的な変更
- (3) その他景観計画の実質的な内容に影響を及ぼさない形式的な変更

(景観計画区域内における行為等の届出)

第3条 条例第10条の規則で定める届出書は、行橋市景観区域内行為（変更）届出書（様式第1号）に、その届出に係る行為の種類に応じ別表第1に掲げる図面等を添付して市長に提出するものとする。

(届出の適用除外となる行為)

第4条 条例第12条に規定する景観計画区域内における法第16条第7項第11号の条例で定める行為は、別表第2に掲げる行為とする。

(適合の通知)

第5条 市長は、第14条の規定による届出に係る行為が、景観計画に定める行為の制限に適合すると認めるときは、その旨を適合通知書（様式第2号）により通知するものとする。

(完了等の届出)

第6条 条例第15条の規定による届出は、完了（中止）届出書（様式第3号）に完了又は中止後の写真を添付して行うものとする。

(助言及び指導の期間)

第7条 条例第16条第3項の規則で定める期間は、法第16条第1項若しくは第2項の規定による届出のあった日の翌日から起算して15日以内とする。

(景観重要建造物又は景観重要樹木の指定等)

第8条 法第20条第1項又は第29条第1項の規定による提案は、景観重要建造物指定提案書(様式第4号)又は景観重要樹木指定提案書(様式第5号)を市長に提出して行うものとする。

2 条例第18条第1項に規定する所有者等の同意は、行橋市景観重要建造物等指定同意書(様式第6号)により行うものとする。

3 条例第18条第2項に規定する通知は、行橋市景観重要建造物等指定通知書(第7号)による行うものとする。

4 条例第18条第2項に規定する告示は、次に掲げる事項について行うものとする。

(1) 指定番号及び指定の年月日

(2) 建造物にあつてはその名称、樹木にあつてはその樹種

(3) 景観重要建造物等の所在地

(4) 景観重要建造物の所有者の氏名及び住所

(5) 建造物にあつては指定の理由となった外観の特徴、樹木にあつては指定の理由となった樹容の特徴

(標識の設置)

第9条 条例第18条第2項に規定する標識には、次に掲げる事項を記載するものとする。

(1) 指定番号及び指定の年月日

(2) 建造物にあつてはその名称、樹木にあつてはその樹種

(景観まちづくり協議会の認定申請)

第10条 条例第21条第1項に規定する景観まちづくり協議会(以下「協議会」という。)の認定の申請は、行橋市景観まちづくり協議会認定申請書(様式第8号)に次に掲げる書類を添付して行うものとする。

(1) 規約

(2) 代表者及び構成員の氏名及び住所を記載した書類

(3) 前2号に掲げるもののほか、市長が必要と認める書類

2 前項第1号の規約には、次に掲げる事項を定めるものとする。

(1) 名称

(2) 目的及び活動の内容

(3) 事務所の所在地

(4) 役員の定数、任期、職務の分担及び選任に関する事項

- (5) 構成員に関する事項
- (6) 会議に関する事項
- (7) 会計に関する事項

(協議会の認定要件)

第11条 条例第21条第2項に規定する協議会の認定の要件は、次のいずれにも該当するものとする。

- (1) 当該区域に土地又は建物を所有する者が、構成員の2分の1以上であること。
- (2) 当該区域の景観形成の推進に資することが期待できること。
- (3) 当該区域に係る住民その他利害関係者の財産権を不当に制限するものでないこと。

(協議会の認定通知)

第12条 市長は、条例第21条第1項に規定する協議会の認定の申請があったときは、速やかにその適否を決定し、行橋市景観まちづくり協議会認定通知書(様式第9号)又は行橋市景観まちづくり協議会不認定通知書(様式第10号)により代表者に通知するものとする。

(協議会の変更の届出)

第13条 協議会の代表者は、当該協議会の規約その他の事項について変更があったときは、速やかに行橋市景観まちづくり協議会変更届出書(様式第11号)により市長に届け出なければならない。

(協議会の認定の取消し)

第14条 市長は、協議会が第13条各号に掲げる要件のいずれかを欠くと認めるときは、その認定を取り消すことができる。

- 2 市長は、前項の規定により認定を取り消したときは、行橋市景観まちづくり協議会認定取消通知書(様式第12号)により協議会の代表者に通知するものとする。

(景観審議会の会長及び副会長)

第15条 条例第24条に規定する行橋市景観審議会(以下「景観審議会」という。)に、会長及び副会長1人を置き、それぞれ委員の互選によりこれを定める。

- 2 会長は、会務を取りまとめ、景観審議会を代表する。
- 3 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるときは、その職務を代理する。

(景観審議会の会議)

第16条 景観審議会の会議は、会長が招集し、会長がその議長となる。

- 2 会議は、委員の過半数が出席しなければ開くことができない。
- 3 会議の議事は、出席委員の過半数で決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。
- 4 景観審議会は、必要があると認めるときは、会議に委員以外の者の出席を求め、意見又は説明

を聴くことができる。

(景観審議会の庶務)

第17条 景観審議会の庶務は、都市整備部都市政策課において処理する。

(景観審議会の運営)

第18条 この規則に定めるもののほか、景観審議会の運営に関し必要な事項は、会長が景観審議会に諮って定める。

(助成)

第19条 条例第28条に規定する助成の対象となる経費は、次に掲げる各号のいずれかに該当する経費とする。

- (1) 協議会が、良好な地域づくり、景観づくりの推進のための計画策定に要する経費
- (2) 重点地区内で景観形成基準に適合していると認める建築物等の建築等に要する経費
- (3) 前2号に掲げるもののほか、市長が美しくゆとりのある景観の実現と心癒す風景のある行橋市のまちづくりの推進に資すると認める行為に要する経費

(助成金の交付申請者)

第20条 助成金の交付を申請できる者は、次の各号に掲げる者とする。

- (1) 前条第1号に規定する経費に要する助成金にあつては、計画策定に係る協議会の代表者
- (2) 前条第2号に規定する経費に要する助成金にあつては、建築物等の所有者
- (3) 前条第3号に規定する経費に要する助成金にあつては、美しくゆとりのある景観の実現と心癒す風景のある行橋市のまちづくりの推進に資すると認める行為を行った者

(助成金の額及び助成の期間)

第21条 助成金の額は、別表第3の経費の区分に応じ、同表の助成限度の欄に規定する率及び金額の範囲内において、市長が定める額とする。

- 2 前項の規定にかかわらず、市長が特に必要があると認めるときは、市長の定めるところによる。
- 3 第20条第2号に定める経費に係る助成は、市長が定める額を、3年間行うものとする。

(助成金の交付申請)

第22条 助成金の交付を受けようとする者は、行橋市景観まちづくり助成金交付申請書(様式第13号)を市長に提出し、行うものとする。

(助成金の交付申請の時期)

第23条 助成金の交付申請の時期は、次に掲げるとおりとする。

- (1) 第20条第1号及び第3号に規定する経費に係る行為にあつては、当該行為に着手する前と

する。

(2) 第20条第2号に規定する経費に係る行為にあつては、助成の対象となる建築物の固定資産税が賦課される年度の4月1日から4月30日までの期間内とする。

(助成金の交付決定)

第24条 市長は、前条に規定する実績報告を受けたときは、速やかに助成金交付の可否を決定し、その旨を行橋市景観まちづくり助成金交付決定通知書(様式第14号)により助成金の交付申請者に通知するものとする。

(助成金の請求)

第25条 前条の規定により助成金の交付決定を受けた者は、行橋市景観まちづくり助成金交付請求書(様式第15号)により、市長に助成金の交付を請求するものとする。

(助成金の交付)

第26条 市長は、前条の請求を受けたときは、当該請求に係る助成金を交付するものとする。

(委任)

第27条 この規則に定めるもののほか必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

(施行期日)

この規則は、平成20年10月1日から施行する。

附 則 (令和2年3月16日規則第12号)

この規則は、公布の日から施行する。

別表第1 (第3条関係)

行為	添付する図書	
	種類	明示すべき事項等
建築物の建築等及び工作物の建設等	位置図 (1/2500以上)	建築物又は工作物の敷地の位置及び当該敷地の周辺の状況
	配置図 (1/100以上)	当該敷地内における建築物又は工作物の位置、敷地の接する道路の位置及び幅員 敷地の接する道路の位置及び幅員 植栽樹木等の位置、樹種、樹高及び本数 擁壁、垣、さく、塀、ごみ置場等の高さ、長さ、材料及び色

		彩
	平面図 (1/100以上)	方位、間取り及び用途
	立面図 (1/50以上)	縮尺、主要部分の材料の種別、仕上げの方法及び色彩
	現況写真 (2方向以上)	建築物・工作物の場所及びその周辺の状況が分かるカラー写真(撮影位置及び方向を位置図に明示)、周辺に主要な視点場(道路等)がある場合にはそこから撮影したのもも添付
	その他	市長が必要であると認める図書
開発行為	位置図 (1/2500以上)	当該開発行為を行う土地の区域並びに当該区域内及び当該区域の周辺の状況
	現況図 (1/2500以上)	都市計画法施行規則(昭和44年建設省令第49号)に規定する図面に準じて作成すること
	土地利用計画図 (1/1000以上)	植栽計画がある場合は、土地利用計画図に、植栽樹木等の位置、樹種、樹高及び本数を記載すること
	造成計画平面図 (1/1000以上)	外構施設がある場合は、土地利用計画図に、垣、さく、塀、ごみ置場等の高さ、長さ、材料及び色彩を記載すること。
	造成計画断面図 (1/1000以上)	なお、擁壁の高さ、長さ、材料及び色彩は、造成計画平面図及び造成計画断面図に記載すること。
	現況写真 (2方向以上)	開発行為の場所及びその周辺の状況が分かるカラー写真(撮影位置及び方向を現況図に明示)、周辺に主要な視点場(道路等)がある場合にはそこから撮影したのもも添付
	その他	市長が必要であると認める図書
土地の開墾、土石の採取、鉱物の掘採、その他の土地の形質の変更	位置図 (1/2500以上)	土地の開墾、土石の採取、鉱物の掘採、その他の土地の形質の変更を行う区域並びに当該区域内及び当該区域の周辺の状況
	現況図 (1/2500以上)	方位、縮尺、土地の開墾、土石の採取、鉱物の掘採、その他の土地の形質の変更区域 周辺の土地利用状況

	計画平面図 (1/500以上)	方位、縮尺、土地の開墾、土石の採取、鉋物の掘採、その他の土地の形質の変更後の法面位置及び規模 土石類の採取中の遮へい物の位置、種類及び規模 緑化措置を講ずる場合にあっては、その位置、種類及び内容
	計画断面図 (1/500以上)	変更の前後における当該土地の縦断図及び横断図(その位置及び方向を計画平面図に明示)
	現況写真	土石類の採取の掘採場所、土地の開墾及びその他の土地の形質の変更の場所並びにその周辺の状況が分かるカラー写真(撮影位置及び方向を計画平面図に明示)、周辺に主要な視点場(道路等)がある場合にはそこから撮影したのものも添付
	その他	市長が必要であると認める図書
屋外における物品の堆積	位置図 (1/2500以上)	方位、道路、目標となる地物 物品の堆積を行う位置
	配置図 (1/500以上)	方位、縮尺、敷地の形状及び寸法 物件の堆積を行う位置 修景の方法(遮へい物の位置、種類、構造及び規模又は植栽樹木等の位置、樹種、樹高及び本数、など) 敷地の接する道路の位置及び幅員 隣接地との高低差
	現況写真 (2方向以上)	物品の堆積の場所及びその周辺の状況が分かるカラー写真(撮影位置及び方向を配置図に明示)、周辺に主要な視点場(道路等)がある場合にはそこから撮影したのものも添付
	その他	市長が必要であると認める図書
木竹の伐採	位置図 (1/2500以上)	木竹の伐採を行う区域並びに当該区域内及び当該区域の周辺の状況
	配置図 (1/500以上)	伐採する樹木の位置、樹種、樹高及び本数
	現況写真	木竹の伐採の場所及びその周辺の状況が分かるカラー写真(撮影位置及び方向を配置図に明示)、周辺に主要な視点場

		(道路等) がある場合にはそこから撮影したのもも添付
	その他	市長が必要であると認める図書
特定照明	位置図 (1/2500以上)	特定照明を行う区域並びに当該区域内及び当該区域の周辺の状況
	配置図・平面図 (1/100以上)	方位、縮尺、特定照明及び建築物等の位置、種別、照射方向、照射角度
	立面図 (1/100以上)	縮尺、特定照明の位置、種別、色彩、照射方向、照射角度
	現況写真 (2方向以上)	その周辺の状況が分かるカラー写真(撮影位置及び方向を位置図に明示)、周辺に主要な視点場(道路等)がある場合にはそこから撮影したのもも添付
	その他	市長が必要であると認める図書
太陽光発電設備の設置	位置図 (1/2500以上)	太陽光発電設備の設置を行う区域並びに当該区域内及び当該区域の周辺の状況
	配置図・平面図 (1/2500以上)	方位、縮尺、太陽光発電設備の設置位置、照射方向、照射角度
	立面図 (1/500以上)	縮尺、太陽光発電設備の位置、種別、色彩、照射方向、照射角度
	現況写真 (2方向以上)	その周辺の状況が分かるカラー写真(撮影位置及び方向を位置図に明示)、周辺に主要な視点場(道路等)がある場合にはそこから撮影したのもも添付
	その他	市長が必要であると認める図書

別表第2 (第4条関係)

項目	行為
建築物の建築等	高さが10メートル未満のもの又は延床面積が1,000平方メートル未満(「店舗等」は500平方メートル未満)のもの
工作物の建設等	塔状工作物類にあつては高さ10メートル未満のもの(ただし、電気供給、有線電気通信等のための電線路又は空中線の支持物は15メートル未満のもの)、遊戯施設類にあつては高さ10メートル未

	満のもの、製造・貯蔵・処理施設にあつては高さ10メートル未満のもの、又は築造面積500平方メートル未満のもの、擁壁類にあつては高さ5メートル未満のもの、橋梁、歩道橋、高架道路類にあつては長さ20メートル未満のもの
開発行為	開発面積が3,000平方メートル未満のもの
土地の開墾、土石の採取、鉱物の採掘、その他の土地の形質の変更	行為に係る土地の面積の合計3,000平方メートル未満のもの、又は、農業・林業・漁業を営むための行為で景観法施行令（平成16年政令第398号）第8条第1項第4号ハに定める行為
屋外における物品の堆積	堆積期間が90日を超えないもの、90日を超えるものにあつては敷地内の堆積面積の合計が500平方メートル未満のもの、又は堆積の高さが4メートル未満のもの
木竹の伐採	伐採面積が3,000平方メートル未満のもの、又は林業を営むために行う木竹の伐採
特定照明の取り付け	建築物にあつては延床面積が1,000平方メートル未満（「店舗等」は500平方メートル未満）のもの、又は高さが10メートル未満の外観について行う照明、工作物にあつては高さ10メートル未満の外観について行う照明
太陽光発電設備の設置	建築物の屋根・屋上に設置する場合にあつては、延床面積が1,000平方メートル未満（「店舗等」は500平方メートル未満）の建築物の新築、増築、改築若しくは移転、外観を変更することとなる修繕若しくは模様替え又は色彩の変更に伴い設置するもの、建築物及び工作物の屋根・屋上に設置する場合にあつては、太陽電池モジュール(パネル)の設置面積の合計が500平方メートル未満のもの、土地に自立して設置する場合は、太陽電池モジュール(パネル)の設置面積の合計が1,000平方メートル未満のもの
屋外広告物	福岡県屋外広告物条例の規定に適合する屋外広告物の表示又は設置

別表第3（第21条関係）

経費	助成限度	備考
----	------	----

	率	金額 (円)	
1. 協議会が良好な地域づくり、景観づくりの推進のための計画策定に要する経費	5/10	50,000円	
2. 住宅店舗の新增築に係る部分の固定資産税額に相当する額	10/10	100,000円	
3. その他市長が景観まちづくりのため必要と認めた行為に要する経費	10/10	100,000円	